



個人事業主が申請	家庭での保育等により 仕事ができなくなった人	助成	小学校休業等対応支援金(フリーランス)	助成額:臨時休業等により 就業できなかった日1日につき7,500円 申請期限:休業した時期によって異なります	学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金相談 コールセンター 0120-60-3999 平日・休日 9:00~21:00	
事業主が申請	従業員が家庭での 保育等で勤務できない		小学校休業等対応 助成金	助成額:労働者1人1日につき15,000円まで 申請期限:休暇の取得時期によって異なります		
事業主が申請	従業員を一時的に 休業させたい		雇用調整助成金【特例】	助成額:労働者1人1日につき15,000円まで 支給対象期間:令和2年4月1日~ 令和3年2月28日 申請期限:支給対象期間の最終日の翌日から 2か月以内		
個人または事業主が申請	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた 中小企業の労働者または 大企業のシフト労働者のうち、休業手当の支払いを受け ることができなかった人	給付	新型コロナウイルス 感染症対応休業 支援金・給付金	支援金額:①×② ①1日あたり支給額(上限11,000円) ②休業日数 申請期限:休業した時期により異なります ※申請には一定の要件があるため、詳細については コールセンターへお問い合わせ下さい。		新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 コールセンター 0120-221-276 月曜日~金曜日8:30~ 20:00、土曜日・日曜日・祝日 8:30~17:15
個人事業主が申請	業績が悪化(売上が前年同月 比15%以上減少)している		危機関連保証	保証率:借入債務の100% 保証枠:一般枠とは別枠で2億円 指定期間:令和3年6月30日まで ※保証協会の融資を受ける際には四條畷市が発行する「認定証」が必要。【郵送手続き可】		
個人事業主が申請	業績が悪化(売上が前年同月 比20%以上減少)している		セーフティネット4号保証	保証率:借入債務の100% 保証枠:一般枠とは別枠で2億円 指定期間:令和3年6月1日まで ※融資を受ける際は、四條畷市が発行する「認定証」が必要。【郵送手続き可】		
個人事業主が申請	業績が悪化(売上が前年同月 比5%以上減少)している	セーフティネット5号保証 (指定業種のみ)	保証率:借入債務の80% 保証枠:一般枠とは別枠で2億円 指定期間:なし ※融資を受ける際は、四條畷市が発行する「認定証」が必要。【郵送手続き可】			
個人事業主が申請	令和2年4月1日以降に失業 状態になった大阪府内に 住所を有する求職者を雇い 入れて、一定期間雇用してい る事業主	新型コロナウイルス 感染症特別貸付	保証枠:8,000万円(国民生活事業) 6億円(中小企業事業) ※市が発行する「認定証」は必要ありません。			
個人事業主が申請	緊急事態宣言の発令に伴い 営業時間短縮の要請に応じ た飲食店等	大阪府雇用促進支援金	内容:一定の要件で求職者を雇い入れている事業主に対して、雇用等に要する費用を支援 支給額:正規雇用労働者25万円/1人 非正規雇用者:12.5万円/1人 【原則、オンライン申請】※申請には一定の要件があるため、詳細については大阪府へお問い合わせ下さい。			

事業主が申請	令和2年4月1日以降に失業 状態になった大阪府内に 住所を有する求職者を雇い 入れて、一定期間雇用してい る事業主	給付	大阪府営業時間短縮 協力金	営業時間の短縮期間および支給額 【第1期】1月14日~2月7日 ⇒150万円(6万円×25日間/1店舗) 申請期間:令和3年4月27日~5月14日 (再度申請を受付します) 【第2期】2月8日~2月28日 ⇒126万円(6万円×21日間/1店舗) 申請期間:令和3年3月8日~5月14日 (申請期間を延長します) ※営業時間や感染防止宣言ステッカーの掲示など、申請には一定の要件があるため、詳細については大阪府へお問い合わせください。	大阪府営業時間短縮協力金 に関するコールセンター 06-6210-9525 (9:00~18:00) ※日曜日及び祝日を除く。
	令和3年1月に発令された緊急 事態宣言に伴う飲食店の時短 営業や不要不急の外出・移動の 自粛により、売上が50%以上減少 した中小法人・個人事業者等		一時支援金	内容:緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金を給付 給付額:中小法人等は上限60万円 個人事業者等は上限30万円 申請受付期間:令和3年3月8日~5月31日 ※申請には一定の要件があるため、詳細については事務局へお問い合わせ下さい。	
	思い切った事業再構築に挑 戦する中小企業等		事業再構築補助金	内容:業態転換等思い切った事業再構築に意欲を有し、一定要件を満たす中小企業等に補助。 補助額(例)(通常枠) 100万円~6,000万円 補助率2/3 公募期間:第1回 令和3年4月30日まで (令和3年度に4回程度実施予定) ※申請には一定の要件があるため、 詳細についてはホームページを ご覧ください。	
	飲食店で、宅配を始めたい		飲食店舗宅配導入支援 【市独自】	内容:事業を実施の際、必要となるバイクや消耗品等の購入費を補助(上限25万円) 対象期間:令和3年4月1日~令和3年6月30日 受付期限:令和3年6月30日まで 【原則、郵送申請またはメールフォーム申請】	
	飲食店で、テイクアウトを始めたい		飲食店舗 テイクアウト支援 【市独自】	内容:事業を実施の際、必要となる消耗品等の購入費を補助(上限3万円) 対象期間:令和3年4月1日~令和3年9月30日 受付期限:令和3年9月30日まで 【原則、郵送申請またはメールフォーム申請】	
	個人事業主が申請		業績が悪化(売上が前年同月 比15%以上減少)している	融資	
個人事業主が申請	業績が悪化(売上が前年同月 比20%以上減少)している	融資	保証率:借入債務の100% 保証枠:一般枠とは別枠で2億円 指定期間:令和3年6月1日まで ※融資を受ける際は、四條畷市が発行する「認定証」が必要。【郵送手続き可】	日本政策金融公庫(守口支店) 06-6993-6121	
個人事業主が申請	業績が悪化(売上が前年同月 比5%以上減少)している	融資	保証率:借入債務の80% 保証枠:一般枠とは別枠で2億円 指定期間:なし ※融資を受ける際は、四條畷市が発行する「認定証」が必要。【郵送手続き可】		
個人事業主が申請	令和2年4月1日以降に失業 状態になった大阪府内に 住所を有する求職者を雇い 入れて、一定期間雇用してい る事業主	給付	大阪府雇用促進支援金	大阪府雇用促進支援金事務局 06-4794-7050 受付時間: 9:30~17:30(平日)	
個人事業主が申請	令和3年1月に発令された緊急 事態宣言に伴う飲食店の時短 営業や不要不急の外出・移動の 自粛により、売上が50%以上減少 した中小法人・個人事業者等	給付	一時支援金	一時支援金事務局相談窓口 0120-211-240(IP電話専用 回線:03-6629-0479) ※受付時間8:30~19:00 (土日、祝日含む全日)	
個人事業主が申請	思い切った事業再構築に挑 戦する中小企業等	補助	事業再構築補助金	事業再構築補助金事務局 コールセンター 0570-012-088 (IP電話 専用回線:03-4216-4080) (9:00~18:00) ※土日祝日を除く。	
個人事業主が申請	飲食店で、宅配を始めたい	補助	飲食店舗宅配導入支援 【市独自】	産業振興課	
個人事業主が申請	飲食店で、テイクアウトを始めたい	補助	飲食店舗 テイクアウト支援 【市独自】	産業振興課	

## ●事業や労働に関する相談

**資金繰りの相談がしたい**

**労働に関する相談(会社の倒産、失業、解雇された等)がしたい**

中小企業金融相談窓口 0570-783-183 (平日・土日祝日9:00~17:00)

特別労働相談窓口 0120-939-009 ※大阪府外及び携帯電話、IP電話等からは06-7660-0072 (月・水~金 9:00~17:00 火 9:00~18:00)

## ●事業PRに関する支援

**地元を応援! カタログサイト**  
「#なわて10万つかエール百貨」

**市内の飲食店を応援! 「#なわてエール飯」**

市内のお店や企業など note 株式会社提供のプラットフォーム「note」を活用して、市内で買える商品やサービスを紹介するカタログサイトを展開しています。掲載事業者を募集しています。

家で食べられるテイクアウト(持ち帰り)やデリバリー(出前・宅配・配達)を実施している市内の飲食店を市ホームページなどで紹介しています。掲載店舗を募集しています。

産業振興課

## ●各種申告や納付に関すること

<b>事業主が申請</b>  <b>個人が申請</b>	<b>償却資産および事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置</b> <b>「わがまち特例」の生産性改革実現に向けた固定資産税の軽減措置の拡充</b>	事業者の所有する家屋や設備(償却資産)に係る令和3年度の固定資産税および都市計画税を事業収入の減少率に応じ、軽減します。 ※令和3年2月1日に受付を終了しました。	税務課   保険年金課
	<b>国民健康保険料の減免</b> <b>後期高齢者医療保険料の減免</b>	要件1:主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人(減免額:保険料全額免除) 要件2:主たる生計維持者の収入減少の見込みがあり、別途定める要件をすべて満たす人(減免額:別途定める計算方式にて算出)	
	<b>国民年金保険料免除の特例</b>	令和2年2月以降の所得の状況により、国民年金保険料の免除を受けられる場合があります。 免除適用期間:令和元年度分(令和2年2月分から6月分まで)及び令和2年度分(令和2年7月分から令和3年6月分まで)	
	<b>国民年金保険料の学生納付特例</b>	令和2年2月以降の所得の状況により、国民年金の学生納付猶予を受けられる場合があります。 猶予適用期間:令和元年度(令和2年2月から3月分まで)、令和2年度(令和2年4月から令和3年3月分まで)、令和3年度(令和3年4月から令和4年3月分まで)	
<b>新型コロナウイルス感染症の影響により、困難な人</b> <b>新型コロナウイルス感染症の影響により、後期高齢者医療保険料の納付が困難な人</b> <b>新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難な人</b>	<b>軽減</b>  <b>減免</b>  <b>免除</b>  <b>猶予</b>	事業者の所有する家屋や設備(償却資産)に係る令和3年度の固定資産税および都市計画税を事業収入の減少率に応じ、軽減します。 ※令和3年2月1日に受付を終了しました。	

<b>水道料金、下水道使用料の納付が困難な人</b>	<b>相談</b> 相談を受け付けていますので、お問い合わせください。	四條畷水道センター 072-876-7302
<b>個人市民税・府民税の申告が困難な人</b>	<b>延期</b> 申告期限を令和3年3月15日から4月15日まで延長します。【郵送手続き可】	税務課
<b>市税の納付が困難な人</b>	<b>猶予</b> 猶予制度がありますので、お問い合わせください。	徴収対策課
<b>介護保険の納付が困難な人</b>	<b>猶予</b> 猶予制度がありますので、お問い合わせください。	くすのき広域連合本部 総務課06-6995-1516

**来庁せずに郵送等で手続きができる業務**

**新型コロナウイルス受診相談センター (24時間対応)**  
06-7166-9911 FAX06-6944-7579(FAXは聴覚障がい等の方向けです。)

次の症状がある人はすぐに相談してください。  
 ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合  
 ・重症化しやすい人(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。  
 ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある人、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いた治療をしている人